

日本司法支援センター
平成19年細則第8号
改正 平成24年8月20日
平成24年細則第3号
最終改正 令和元年9月20日
令和元年細則第7号

固定資産管理事務取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、会計規程（日本司法支援センター平成18年規程第1号）に基づき、日本司法支援センター（以下「センター」という。）における固定資産のうち有形固定資産及び無形固定資産の管理について定め、固定資産管理事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(固定資産の範囲)

第2条 有形固定資産とは、建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定及びその他の有形固定資産をいう。

2 無形固定資産とは、商標権、著作権、借地権、ソフトウェア、電話加入権及びその他の無形固定資産をいう。

(固定資産台帳等)

第3条 会計規程第43条第1項の資産管理台帳は、別紙様式の固定資産台帳（以下「台帳」という。）とする。

2 台帳に計上する固定資産（以下、この項及び次項において「固定資産」という。）は次のとおりとする。

(1) 有形固定資産のうち、次条の規定による取得価額が50万円以上であり、かつ、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産については耐用年数が1年以上であるもの

(2) 無形固定資産のうち、次条の規定による取得価額が50万円以上のもの

3 固定資産に関して次の各号に該当するときは、関係事実を直ちに台帳に記載し、又は台帳の記録を更新して、台帳が常にセンターの固定資産の状況を正確に反映するようにしなければならない。

(1) 固定資産を取得したとき。

(2) 第5条に該当する修繕又は改良工事により固定資産の価額が増加したとき。

(3) 第6条及び会計規程第44条に基づき固定資産のうちの償却資産について減価償却を行ったとき。

(4) 災害等により固定資産が滅失し、又はき損し、第7条に基づき当該部分につき帳簿価額を減額したとき。

(5) 第12条に基づき固定資産を処分したとき。

(6) その他固定資産の管理上必要なとき。

4 第2項の規定に基づき台帳に計上されないこととなる固定資産は、これを備品等とし、備品等に関しては、別に定める備品一覧表（以下「一覧表」という。）を作成するものとする。

5 一覧表への記載に関しては、第3項を準用するものとする。

6 台帳及び一覧表の保存期間については、文書管理規程(日本司法支援センター平成18年規程第8号)別表第1に基づき常用とする。

(固定資産の取得価額)

第4条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。

- (1) 購入により取得したものについては、その価額と付随費用の合計額
- (2) 建設及び工事により取得したものについては、その価額と付随費用の合計額
- (3) 贈与等により取得したものについては、その再調達価額
- (4) 交換により取得したものについては、交換に提供した資産の帳簿価額
- (5) その他の方法により取得したものについては、その取得方法に応じて、前各号に掲げる額に準ずる額

(資本的支出)

第5条 第3条第2項の固定資産について、修繕又は改良工事により、耐用年数を延長し、又は資産価値を増加させる場合には、これに対応する金額は資本的支出として、固定資産の価額に付加し、計上するものとする。

(減価償却)

第6条 会計規程第44条の償却資産とは、第3条第2項の固定資産をいう。

2 会計規程第44条に基づく減価償却は、定額法により行う。

3 減価償却の開始は、事業の用に供した日の属する月とする。

(評価減)

第7条 災害等により固定資産が滅失又はき損した場合には、その当該部分につき当該固定資産の帳簿価額を減額するものとする。

(登記等)

第8条 センターの固定資産について、法令に基づく登記等の制度がある場合には、取得後速やかに当該登記等を行い、その記載事項等に関して変更が生じた場合には、速やかに所要の手続を行うものとする。

(使用に伴う注意義務)

第9条 固定資産の使用に関しては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用状況を明らかにすること。
- (2) 災害等による滅失及びき損等の防止のため必要な措置を講ずること。
- (3) 適正に使用すること。
- (4) 善良な管理者の注意義務をもって使用すること。

(修繕)

第10条 固定資産の現状を維持し、又は原能力を回復する必要がある場合は、修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要した費用は、当該固定資産の価額には付加しないものとする。

(貸付け)

第11条 固定資産は、センターの業務に支障がなく、かつ、貸付けをすることについて特段の問題がない場合には、希望する者に貸付けることができるものとする。2 センターの固定資産の貸付けを希望

する者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした貸付けの申請を行うものとする。

- (1) 件名
- (2) 貸付けようとする固定資産の数量
- (3) 貸付けをする相手方及び理由
- (4) 貸付期間
- (5) その他必要な事項

3 前項の申請に基づいて当該固定資産の貸付けを適当と認めたときは、第三者への転貸の禁止、目的外使用の禁止等の必要な条件を付したうえで貸付けのための必要な措置を行うものとする。

4 貸付けた固定資産が返還されたときは、申請の際の第2項各号の事項に照らして調査し、確認するものとする。

(処分)

第12条 使用目的を達成した固定資産、使用することができなくなった固定資産について、その転用の途も、将来的に使用見込みもないと認められるときは処分するものとする。

(滅失又はき損)

第13条 固定資産が滅失又はき損したときは、資産管理責任者に報告するとともに現況を調査し、損害の増大等の防止に必要な措置を講じなければならない。

(固定資産の借用)

第14条 センターが借用する固定資産の管理については、この細則の相当する規定を準用するものとする。ただし、一時的に使用するために借用する資産についてはこの限りではない。

(固定資産の管理業務)

第15条 固定資産の管理に関する業務として、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 固定資産の使用状況の把握
- (2) 固定資産の維持・保全に係る事務
- (3) 固定資産の取得、貸付及び処分に係る事務
- (4) 第3条第1項に規定する台帳及び同条第4項に規定する一覧表の整理
- (5) その他固定資産の適正かつ効率的な管理に資する事項

(固定資産の検査)

第16条 固定資産について、必要な場合には検査を行うものとする。

2 会計規程第43条第1項に定める現物の確認は、年度末を基準日として実施する。

附 則

この細則は、平成19年3月26日から施行し、平成18年4月10日から適用する。

附 則（日本司法支援センター平成22年規程第21号）

この細則は、平成22年9月16日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年細則第3号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年細則第7号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

(別紙様式)

固定資産台帳

資産名				資産番号		資産枝番	
購入先				取得価額		耐用年数	
用途種類		財源		取得程度			
用途内訳		取得区分		資産区分			
取得日付		事業所		型番			
摘要				取得製番			

[illegible]